

神奈川県では

自転車保険の加入が

義務になりました

なぜ自転車保険が義務化になったのか？

自転車事故を起こした際の被害者の救済と、加害者の経済的軽減を目的として神奈川県条例が制定されました。

条例制定で何が変わるのか？

- ① 自転車利用者、保護者、事業者、自転車貸付業者は自転車損害賠償責任保険の加入が義務になりました
- ② 自転車販売店や学校における自転車購入者・利用者の加入確認が必要となりました

どんな保険に加入したらよいのか？



自転車損害賠償責任保険に単体で加入する。自転車事故を起こした時に相手の怪我や生命の損害を保障する保険です。自転車点検整備の時に貼られる TS マークはこちらに該当します。

共済や**各種団体保険**に加入していませんか？学校の PTA や職場で加入する保険に付帯で自転車損害賠償保険を付けれる場合があります。各団体保険にお問い合わせください。



既に参加している**自動車保険、傷害保険、火災保険**に自転車損害賠償責任保険を特約で付けれる方法があります。詳しくは各保険会社に直接お問い合わせください。



クレジットカードに日常生活賠償特約が付帯されている場合があります。いずれにも該当しない方は自転車損害賠償責任保険への加入が必要です。全日本交通安全協会より**サイクル安心保険**コールセンターが開設されていますのでご参照ください。



☎0120-691-744

平日(午前 9 時～午後 5 時)